

○近江八幡市脱炭素推進省エネ家電製品買換え支援事業補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー消費性能に優れた家電製品（以下「省エネ家電製品」という。）への買換えによりエネルギーを効率的に使用し、環境に配慮したまちづくりの促進及び脱炭素の推進を図ることを目的に、省エネ家電製品を購入する者に対し予算の範囲内において近江八幡市脱炭素推進省エネ家電製品買換え支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金等交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和6年4月1日以降に近江八幡市内の販売店において新品（未使用品）として購入した家庭用エアコンディショナー、家庭用冷蔵庫又は家庭用冷凍庫であって、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格C9901による最新の省エネルギーラベルの省エネルギー基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）が100パーセント以上のもの（以下「省エネエアコン等」という。）

(2) 令和7年4月1日以降に近江八幡市内の販売店において新品（未使用品）として購入したLED照明器具（附属部品を含む。以下「LED照明」という。）
(令7告示44・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら購入した補助対象製品を自身が居住する市内の住居に既存の家電製品（当該補助対象製品と同種の物に限る。）に代えて設置した者（当該住居が事業所、店舗等との兼用住宅であって、専ら事業の用に供する部分に設置した者を除く。）であって、次の

各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者
 - (2) 市税等について、補助金の交付の申請の日において滞納していない者（当該者と同一の世帯に属する者を含む。）であること。
 - (3) 次のいずれにも該当しない者（当該者と同一の世帯に属する者を含む。）であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入に要した経費（購入に係る据付又は工事に要した費用、リサイクル料金並びに消費税及び地方消費税を除き、販売店の値引きがある場合は値引き後の金額）とする。

2 前項の場合において、LED照明にあっては、補助対象経費が1万円以上であること。

（令7告示44・一部改正）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助金を受けている場合は、補助対象経費から当該他の補助金の額を減じて得た額）

に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、省エネエアコン等にあっては5万円、LED照明にあっては2万円を限度とする。

（令7告示44・一部改正）

（補助回数等）

第6条 補助金の交付は、省エネエアコン等にあってはその種類に関わらず1台に限り、LED照明にあっては自らが居住する市内の住居に同時に設置する全ての補助対象製品に対し行うものとし、その回数は、省エネエアコン等又はLED照明ごとに補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

（令7告示44・一部改正）

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類を、市長が定める日までに提出しなければならない。この場合において、申請者は、第3条に定める事項について、関係機関に照会することを承諾するものとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 補助対象製品の購入日
- (3) 補助対象製品のメーカー名、型番、購入金額その他必要事項

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入に係る領収書等の写し
- (2) 補助対象製品の購入に係る経費の内訳書の写し
- (3) 補助対象製品を設置した後の写真
- (4) 省エネエアコン等にあっては買換え前の家電製品を処分した際の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
- (5) 省エネエアコン等にあっては補助対象製品の型式及び省エネ基準達成率が100パーセント以上であることが分かる書類の写し
- (6) 申請者が指定する補助金の振込先の金融機関口座の通帳等の写し
- (7) 国県等の補助金額（見込み）が分かる書類（国県等に補助金の申請をする場合

に限る。)

(令 7 告示 4 4 ・ 全改)

(補助金の交付の決定)

第 8 条 市長は、申請者から申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類により、当該申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 補助金の交付決定額（又はその確認方法）
- (3) 不交付の場合はその理由

(令 7 告示 4 4 ・ 一部改正)

(実績報告等)

第 9 条 規則第 1 1 条の規定による実績報告は、申請書の提出によってなされたものとみなし、規則第 1 2 条ただし書の規定に基づき、補助金交付確定通知は省略するものとする。

(補助金の請求等)

第 10 条 第 8 条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類を速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 補助決定者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 補助金の額
- (3) 補助金の振込先金融機関に係る事項

2 市長は、前項の書類を受理した場合は、当該補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(令 7 告示 4 4 ・ 一部改正)

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助決定者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合又は補助金の交付を受けた後に第 1 3 条の規定に違反したことが明らかになった場合は、当該補助決定者に対し既に交付された補助

金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(現地調査等)

第12条 市長は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者又は補助決定者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

(補助対象製品の処分等の制限)

第13条 補助決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間において、補助対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、災害その他本人の責めに帰すべき事由以外の事由により、毀損し、又は滅失した場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、補助決定者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出し、その承認を受けた場合は、同項に規定する処分を行うことができる。

- (1) 補助決定者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 処分の方法
- (3) 処分予定日
- (4) 処分の理由

3 市長は、補助決定者から前項の規定による処分の承認申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、次に掲げる事項を記載した書類により当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付決定日
- (2) 処分の対象となる補助対象製品
- (3) 承認の条件等

(令7告示44・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、第2条第1号の補助対象製品にあっては令和9年3月31日限り、同条第2号の補助対象製品にあっては令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第12条及び第13条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

(令7告示44・一部改正)

付 則 (令和7年告示第44号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。